

2022年度 各種減免制度の確認等について

本学では、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請状況の把握、本法人の各種学費減免制度（出願要件を満たしている学生を対象）の申請を受け付け、学納金に関して、学内の審査を経て正式に決定しております。回答にあたっては下記の内容に留意してください。

なお、ご回答がない場合は、各種減免制度が利用できない場合がございますのでご了承ください。

記

1. 高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構の給付型奨学金）

詳細については <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html> を参照ください。→

二次元コードはこちら



2. 本法人の修学奨励制度（各種学費減免制度）

(1) 学費減免制度の種別 ※各制度の詳細については、裏面を参照してください。

- ① 学業特待生（学業成績）
- ② 創造育成特待生（資格特待、スポーツ・文化活動、社会貢献・地域貢献活動）
- ③ 修学奨励生（経済的事情）
- ④ 法人内進学生（本法人が設置する高校・短大からの進学者）
- ⑤ 介護福祉学科（入学金免除）
- ⑥ 外国人留学生学納金等減免

(2) 申請対象者

- ① 学業特待生 入学試験の結果で通知を受けた新入生
- ② 創造育成特待生 入学試験の結果で通知を受けた新入生
- ③ 修学奨励生 適用を希望する全学生 ※予算の都合上、上記要件を満たしていても免除対象外となる場合があります。
- ④ 法人内進学生 今年度進学する新入生
- ⑤ 介護福祉学科 今年度進学する新入生
- ⑥ 外国人留学生学納金等減免 留学生として認められた新入生

(3) 本法人修学奨励制度（各種学費減免制度）申請者提出（添付）書類

主たる家計支持者の収入状況が分かる書類（給与所得者は源泉徴収票、給与所得者以外は確定申告書等）をファイル添付してください。

※各種減免制度のうち「③修学奨励生（経済的事情）」については、主たる家計支持者の収入金額（給与所得者は841万円以下、給与所得者以外は355万円以下）を出願の要件としていますが、学業特待生、創造育成特待生、法人内進学生においても、家計の状況によっては減免額が増額される場合があります。

3. 学生情報・各種減免制度入力締切期限：2022年3月11日（金）

4. 学納金振込依頼書郵送時期 各種申請した場合：6月上旬発送予定（※申請確認作業のため）
給付型奨学金・本法人各種減免制度を申請しない場合：順次発送予定

5. 郵送先

〒031-8588 青森県八戸市美保野 13-98 八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 学務部学務課 学納金担当

裏面に各種減免制度の説明がございます→

1. 学業特待生

【特典】奨学金の給付、あるいは入学金・学費の全部または一部の納付を免除する。

【出願資格】

健康にして人物優秀であり、かつ、次の各号の一に該当すること。

- (1) 新入生については、入学試験において優秀な成績を修めた者
- (2) 在学生については、学業成績が教職専門科目を除き、各学年終了までに次に掲げる単位数を取得し、当該学年に取得した単位数の GPA 値が 3.20 以上であること。ただし該当者がいない場合は、各学年の GPA 値上位者の出願を認めることができる。

1 年次 31 単位以上、2 年次 62 単位以上、3 年次 93 単位以上。

2. 創造育成特待生

【特典】奨学金の給付、あるいは入学金・学費の全額または一部の納付を免除する。

【出願資格】

資格取得、スポーツ・文化活動、社会貢献・地域貢献活動において顕著な実績を有しており、かつ、次の各号の一に該当すること。

- (1) 大学におけるスポーツ・文化活動において技能を発揮することに意欲がある者
- (2) 資格取得、社会貢献および地域貢献活動において顕著な実績を有する者
- (3) 所属する部の監督・部長またはその技能を認める本学関係者が推薦した者
- (4) 本学が特別に指定する高等学校長が推薦する者

3. 修学奨励生

【特典】奨学金の給付、あるいは受験料・入学金・学費の全額または一部の納付を免除する。

【出願資格】

健康にして学業成績および人物ともに良好であり、かつ、経済的事情により学業の継続が困難と認められ、かつ、主たる家計支持者の収入金額が次の基準に合致する者であること。

- (1) 給与所得者 源泉徴収票の支払金額が 841 万円以下であること
- (2) 給与所得者以外 確定申告書等の所得金額が 355 万円以下であること

※修学奨励生については、前記の家計基準に合致する申請者のなかから、原則として家計の困窮度が高い者を優先して選考のうえ、毎年度若干名を採用する。予算の都合上、上記要件を満たしていても免除対象外となる場合があります。

4. 法人内進学生（入学金免除）（系列校特待生）

【特典】

入学金・学費の全額または一部の納付を免除する。

【出願資格】

- (1) 本法人が設置する高校から、本学に入学を志願する者、入学する者および在学する者
- (2) 本法人が設置する短大から、大学に編入学を志願する者、編入学する者および在学する者

5. 介護福祉学科（入学金免除） 入学金の全額免除とする。

6. 外国人留学生学納金等減免 入学金・学費の全額または一部の納付を免除する。

（備考）

各種減免制度については、毎年度申請を行います。申請時期に関しては、2月～3月にかけてお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。